

令和5年第3回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和5年9月6日提出

摂 津 市

目 次

議案第 6 1 号	摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	1
議案第 6 2 号	摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2
議案第 6 3 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	4
議案第 6 4 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	5

摂津市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～8 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>(令和5年10月1日から同年12月31日までの間における市長及び副市長の給料月額の特例)</u></p> <p><u>9 令和5年10月1日から同年12月31日までの間における市長及び副市長(令和3年4月1日以後に新たに副市長となった者を除く。)の給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の表に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当等の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。</u></p>

摂津市立学童保育室条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(入室の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又はこれに準ずると市長が認める学校の<u>第1学年から第3学年まで</u>であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和58年4月1日から施行する。</p>	<p>(入室の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又はこれに準ずると市長が認める学校の<u>児童</u>であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p><u>(入室の資格の特例)</u></p> <p>2 <u>令和6年4月1日から規則で定める日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「児童」とあるのは、「第1学年から第3学年までの児童又は規則で定める学年の児童」とする。</u></p>

別表(第 4 条関係)

区 分	単 位	金 額	
		同一世帯から利用する児童	
		1 人目	2 人目以上
保 育 料	児童 1 人につき	月額 <u>4,500 円</u>	月額 <u>2,250 円</u>
略	略	略	略

備考 略

別表(第 4 条関係)

区 分	単 位	金 額	
		同一世帯から利用する児童	
		1 人目	2 人目以上
保 育 料	児童 1 人につき	月額 <u>6,000 円</u>	月額 <u>3,000 円</u>
略	略	略	略

備考 略

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの(研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされた施設に限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされた施設に限る。) 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>